

適正かつ公平な関税等の徴収

税関では、輸入申告された貨物等にかかる関税や内国消費税を徴収しており、
適正かつ公平な関税等の徴収に取り組んでいます。



contents 事前教示制度 P20



輸入事後調査 P21



犯則調査 P21



適正かつ公平な関税等の徴収により、 国民経済の発展に貢献する。

令和5年度の税関における関税・消費税等の収入額は約13.1兆円、税関は租税及び印紙収入の約16.9%に相当する額の関税等を徴収する重要な徴収機関となっており、関税分類・関税評価等に関する適切な事前教示、通関後の事後調査等により、適正かつ公平な関税等の徴収に努めています。



税関収入額の推移

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	金額	対前年度比(%)	金額	対前年度比(%)	金額	対前年度比(%)	金額	対前年度比(%)	金額	対前年度比(%)
関税	9,412	87.9%	8,195	87.1%	8,934	109.0%	10,084	112.9%	9,103	90.3%
消費税・地方消費税	69,110	104.4%	70,062	101.4%	88,831	126.8%	116,684	131.4%	108,006	92.6%
その他内国消費税	13,678	99.0%	12,845	93.9%	13,685	106.5%	14,529	106.2%	13,843	95.3%
とん税及び特別とん税	229	99.1%	207	90.4%	211	101.9%	216	102.4%	206	95.4%
税関収入額	92,429	101.6%	91,309	98.8%	111,661	122.3%	141,513	126.7%	131,159	92.7%

(参考)

租税及び印紙収入	621,751	96.8%	649,330	104.4%	718,811	110.7%	763,377	106.2%	773,872	101.4%
----------	---------	-------	---------	--------	---------	--------	---------	--------	---------	--------

(注)租税及び印紙収入は、財務省発表「租税及び印紙収入決済額調」より

(単位:億円)

事前教示制度 正しい輸入申告のために

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税分類(税番)、関税率、原産地、関税評価及び減免税の取扱いについて照会を行い、回答を受けることができる制度です。事前に輸入予定貨物の関税率、原産地、関税評価及び減免税の取扱いを知ることができるため、原価計算がより確実に行えるようになり、販売計画などが立てやすくなります。また、貨物の輸入通関においても、すでに税番や関税率などが分かっていますので、適正かつ迅速な申

告が可能となり、早期に貨物を受け取ることができます。

事前教示件数(2024年)

	文書	口頭 (インターネット含む)
品目分類	3,858	95,638
原産地	1,275	18,678
関税評価	0	1,415
減免税	0	38

輸入事後調査 適正・公平な課税の確保

申告納税制度の下では、輸入者(納税者)自らが課税標準及び納付すべき税額を正確に計算し申告・納税を行うことが求められています。しかし、必ずしも輸入貨物にかかる申告が適正であるとは限りません。税関は、貨物の輸入通関後、輸入者の事業所等を個別に訪問するなどして、納税申告の内容が適正かどうかを確認します。不適正な申告はこれを是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正かつ公平な課税を確保することを目的としています。近年の輸入貨物の増加等を背景とした輸入通関の

参考 | 2023年7月から2024年6月までの1年間の追徴税額は約135億円

迅速化に対する要請、また、貿易取引形態の複雑化、経済連携協定の進展等に伴い、輸入事後調査の果たす役割は年々大きいものとなってきています。



犯則調査 関税法規違反の解明のために

税関における犯則調査は、不正薬物、銃砲や知的財産侵害物品、偽造有価証券等の密輸入、盜難自動車や大量破壊兵器関連物資等の不正輸出、更には関税ほ脱(脱税)などの関税法等の罰則に該当する違反事件(犯則事件)について、そ

の事実を明らかにし、犯則行為者に対する責任を追及するため、犯罪捜査に準ずる方法^(注)で行っています。このように、税関は、関税法規違反の実態を解明する中心的機関として位置付けられています。

(注)税関職員は、関税法の規定に基づき、任意で犯則嫌疑者又は参考人に対して、出頭を求め、質問したり、所持する物件などを検査したりできるほか、必要に応じ、裁判官があらかじめ発する令状により、臨検、捜索、差押といった強制調査を行うことができます。

